

河北省特許保護条例

2003年11月29日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

河北省特許保護条例

(1997年10月25日河北省第8期人民代表大会常務委員会第29回会議採択、2003年11月29日河北省第10期人民代表大会常務委員会第6回会議改正)

第1章 総則

第1条 特許の保護を強化し、特許権者及び社会大衆の合法的權益を保護し、発明創造を奨励し、科学技術の進歩及び経済の發展を促進するため、「中華人民共和国特許法」、「中華人民共和国特許実施細則」及び関連法律、法規の規定に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第2条 本省の行政区域内における特許管理、特許権侵害紛争の処理と調停、特許に関する違法行為の調査、処分等の業務に対し本条例を適用する。

第3条 省と、区を有する市の人民政府に設立された特許管理部門は、その行政区域内における特許管理、特許権侵害紛争の処理と調停、特許に関する違法行為の調査、処分等の業務に責任を負うものとする。

県級人民政府の特許管理部門は、その行政区域内における特許管理業務に責任を負うものとする。

県級以上の人民政府の科学技術、商務、工商行政管理、品質技術監督、公安、税関、放送テレビ及びニュース出版等の関係部門は、各自の職責に基づき特許保護業務を行うものとする。

第4条 県級以上の人民政府は特許業務に対する指導を強化し、全社会の特許意識を高め、特許の出願と特許技術の実施を支持、奨励及び促進しなければならない。

第2章 特許の管理

第5条 県級以上の人民政府は本行政区域における公民、法人又はその他の組織に必要な特許出願費、特許出願維持費及び特許年費の支援に使用するために、専用資金を調達しなければならない。

第6条 県級以上の人民政府の関係部門は産業構造の調整、ハイテク技術産業化の政策決定に際し、必要に応じて特許文献の検索を行わなければならない。

第7条 県級以上の人民政府が投資に参与する科学技術プロジェクトが特許技術に係わる場合、主管部門とプロジェクト実施側は当該プロジェクトに係わる技術分野の知的財産権状況の分析を行わなければならない。プロジェクト実施側は必要に応じて主管部門に特許検索報告書を提出しなければならない。

第8条 企業、事業単位は新技術、新製造、新製品の開発と技術革新及び技術、設備と製品の導入と輸出を行う時、必要に応じて特許文献の検索を行わなければならない。

第9条 業界の協会は会員に対し特許の出願と実施を奨励し、特許に関するコンサルティング等のサービスを提供しなければならない。

第10条 科学技術計画プロジェクトの評価審査、ハイテク技術企業の資格認定、科学技術奨励の評価審査は特許権の取得及びその実施により得られた経済効果又は社会効果を重要な内容としなければならない。

第11条 特許権が付与された国有企業、事業単位は、下述の規定に基づき職務発明創造の発明者又は創作者に奨金と報酬を与えなければならない。

(1) 特許権公告の日から3ヶ月以内に発明者又は創作者に奨金を与える。与えられる奨金は法律、法規に規定された最低標準より低くしてはならない。

(2) 自己による実施又は他人と協力して実施を行う場合、当該発明又は実用新案特許の実施により得られた税引後利益の5%以上の又は当該意匠特許の実施により得られた税引後利益の0.5%以上の部分を報酬として発明者又は創作者に与える。

(3) 他人に実施を許諾する場合、当該特許の実施許諾により受け取られる税引後実施費の25%以上の部分を報酬として一次的に発明者又は創作者に与える。

奨金又は報酬は現金、株式、出資比例又は当事者に約定されたその他の形式で支払うものとする。

第12条 自己による実施し又は特許技術を導入して産業化を実施する場合、特許実施で利益を得た後、連続して3年間から5年間以内に、毎年特許実施で得られた税引後利益の2%以上の部分を特許実施の産業化に顕著な貢献を有する者への奨励とすることができる。

第13条 下記に示す場合の一に該当するとき、当事者は関係法律、法規の規定に基づき特許出願の権利及び特許権の帰属、特許出願及び特許維持費の負担、権益の享有等の事項について約定することができる。

(1) 技術研究と製品開発契約書を締結した場合。

(2) 職員が兼任する職場で発明創造を行う場合。

(3) 協力又は委託されて発明創造を行う場合。

(4) 職員が他の単位で研修又は出国研修の期間内に発明創造を行う場合。

(5) 本単位の物質的技術条件を利用して発明創造を行う場合。

第14条 国有又は国有支配企業、事業単位は資産財産権の変動、資産の再編、他人との合資または協力、技術の導入または輸出に際し特許にかかわる場合、国の関係規定に基づき特許資産の評価を行わなければならない。

第15条 特許出願権の譲渡、特許権の譲渡または特許実施許諾を行う場合、譲渡側または許諾側は被譲渡側または被許諾側に対し当該技術の法的状態及び実施許諾の状況を説明しなければならない。

第16条 広告を利用して特許技術と特許製品を宣伝し、販売単位を通じて特許製品を販売し、印刷単位に委託して特許標識を印刷し、または特許技術と特許製品を展覧、展示する場合、特許権者または法に基づき特許を実施する単位及び個人は関係単位に有効な特許証明文書を提供しなければならない。

第17条 特許管理部門の職員は特許侵害紛争の処理及び調停、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許と詐称する行為の調査、処分に当たり下記の行為をしてはならない。

(1) 検査措置を違法に行う。

(2) 職責を利用して他人の財産を要求したり又は受け取ったり、罰金、没収された違法所得又は財産を保留、密かに分配又は受け取る。

(3) 停止及び処罰しなければならない違法行為に対して停止、処罰を行わない。

(4) 他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人に内通し、調査、処理の逃避を幫助する。

(5) 当事者の商業機密を漏洩する。

第18条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理及び調停、他人の特許を詐称する行為、非特許を特許であると詐称する行為の調査、処分に当たり、下記の行為をしてはならない。

(1) 故意又は重大な過失により特許権侵害案件に対し誤った処理決定を下して当事者に損失を与える。

(2) 社会に特許製品を推薦するなどの経営活動に参加する。

第19条 特許代理、特許検索、特許評価、特許許可貿易等の特許サービスに従事する仲介機構は法に基づき登録手続きをした後、特許仲介サービスを行うことができる。法律、行政法規に相応な資格を具備しなければならない規定がある場合、法律、行政法規の規定に従うものとする。

特許の仲介サービス機構及びその職員は、虚偽報告書の作成、当事者との共謀による不正な利益の取得、当事者の合法的權益と社会の公共利益の損失に従事してはならない。

第3章 特許権侵害紛争の処理と調停

第20条 特許権者の許諾なしにその特許を実施して特許権侵害紛争を引き起した場合は、当事者の協議により解決される。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また特許管理部門に処理を求めることもできる。

第21条 特許管理部門に特許権侵害紛争の処理を申請する場合、申請書及び係わる特許権の特許証明書の副本を提出し、且つ被請求者の人数に応じて申請書の副本を提出しなければならない。

特許管理部門は請求書を受けた後審査を経て受理の条件に適合する場合は7日以内に案件として受理しなければならない、そして受理した日から7日以内に申請書の副本を被請求者に送り、受領した日から15日以内に答弁書を一式二部提出するよう要求する。被請求者が期限を過ぎても答弁書を提出しない場合、特許管理部門は期限通り処理できる。受理の条件に適合しない場合は、7日以内に請求者に通知し且つ受理しない理由を説明しなければならない。

第22条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理に当たって口頭審理を決めた場合、口頭審理の3日前に当事者に通知しなければならない。

特許管理部門が案件の審理に当たって、当事者が正当な理由なく出席しない又は途中で

欠席するのが請求者である場合、処理申請を撤回したものと見なし、被請求者である場合、審理官は欠席審理で処理決定を下すことができる。

第23条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理に当たって侵害行為が成立すると認定して処理決定を下す場合、下記に掲げる方式を採用して侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命ずることができる。

(1) 侵害製品を製造する場合、製造行為を停止し且つ未販売の侵害製品を販売、使用してはならず、又は如何なる方法でもそれを市場に投入してはならない事を命ずる。

(2) 侵害で特許方法を使用する場合、使用行為を停止し且つ未販売の特許方法により直接的に得られた製品を販売、使用してはならず、又は如何なる方法でもそれを市場に投入してはならないことを命ずる。

(3) 侵害製品又は特許方法により直接的に得られた製品を販売する場合、販売行為を停止し且つ未販売の侵害製品を使用してはならず、又は如何なる方法でもそれを市場に投入してはならないことを命ずる。

(4) 侵害製品又は特許方法により直接的に得られた製品を許諾販売する場合、許諾販売行為を停止し、影響を排除し且つ如何なる実際の販売行為もしてはならないことを命ずる。

(5) 本省に投入した侵害製品又は特許方法により直接的に得られた製品に対し、当該侵害製品を販売、使用してはならず又は如何なる方法でもそれを市場に投入してはならないことを命ずる。

第24条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理又は調停に当たって、当事者の請求又は案件審理の必要に応じ、関係単位又は専門家に技術検査測定及び鑑定を委託することができる。

第25条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理又は調停に当たって、立案した日から3ヶ月以内に案件を終結しなければならない。特別な状況で延期が必要な場合、上級の特許管理部門に許可を申し立てるものとする。

第4章 特許違法行為の調査、処分

第26条 如何なる単位又は個人でも製造、使用、許諾販売、販売、輸入などの方式で他人の特許を違法に実施してはならず、他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為に従事してはならない。

如何なる単位又は個人も特許権侵害で、他人の特許を詐称して又は非特許を特許であると詐称して製造された製品に製造、販売、使用、展示、収納、隠匿、運輸、郵送、広告発布、標識印刷などの便宜を提供してはならない。

第27条 区を有する市の人民政府に設立された特許管理部門は、法定権限内で多くの業務を持ち且つ処理能力を実際に有する県級人民政府の特許管理部門に行政処罰の実施を委託ことができ、その行政処罰を実施する行為を監督し、且つ当該行為の結果に法的責任を負うものとする。

県級人民政府の特許管理部門は委託範囲内で、区を有する市の人民政府に設立された特許管理部門の名義をもって行政処罰を実施しなければならない、他の組織又は個人に行政処

罰の実施を再委託してはならない。

第28条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為が発見された場合、遅滞なく立案し2名以上の案件担当官を指定して調査、処分をさせなければならない、且つ立案した日から3ヶ月以内に案件を終結させなければならない。特別な状況で延期が必要な場合、上級の特許管理部門に許可を申し立てるものとする。

第29条 特許管理部門は他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為が成立したと認定した場合、行為者に下記に掲げる是正措置を期限を指定して行うよう命じ、且つ公告する。

(1) 製造、販売する製品及びその包装に他人の特許番号を表示し又は特許表示のある非特許製品を製造、販売した場合は当該特許表示及び特許番号を廃棄する。特許表示及び特許番号は製品と分離困難な場合は当該製品を廃棄する。廃棄に必要な費用は他人の特許を詐称する行為者又は非特許の特許であると詐称する行為者により負担される。

(2) 広告又はその他の宣伝資料の中で他人の特許番号又は非特許技術の特許技術であると詐称した場合、当該広告を直ちに停止し、当該宣伝資料の頒布を停止し、相応の範囲内で影響を排除し未頒布の宣伝資料は没収される。

(3) 契約書の中で他人の特許番号を使用し又は契約書の中で非特許技術の特許技術であると詐称した場合、直ちに契約の相手に通知し契約の関連内容を変更する。

(4) 他人の特許証書、特許文書、特許出願文書を偽造、変造したり又は特許証書、特許文書、特許出願文書を偽造、変造した場合、直ちに当該違法行為を停止しその偽造、変造した特許証書、特許文書又は特許出願文書は没収される。

(5) 特許製品を詐称する製品を製造する場合、行為者に製造行為を直ちに停止、特許製品を詐称する製品を製造する専用設備、専用型を廃棄するよう命ずる

第30条 特許管理部門は特許権侵害紛争の処理又は調停、他人の特許を詐称する行為又は非特許の特許であると詐称する行為の調査、処分に当たって、調査が必要な場合は下記に掲げる措置を行う権利を有する。

(1) 当事者及び証人に質問する。

(2) 案件に係わる契約書、図面、帳簿等の資料を査閲、複製する。

(3) 特許製品を詐称する製品を製造する恐れのある場所を実地検査する。

(4) 案件に係わる物品と施設を現場で検査、撮影、録画する。

(5) 特許を詐称する恐れのある製品に対しサンプル証拠を取り又は登録して保存する。

特許管理部門が調査、証拠の収集で取られるサンプル又は登録して保存する物品の数量は事実を証明できる量を限界としなければならない。特許管理部門はサンプル証拠を取り又は登録して保存する時にメモを作成し、取られたサンプル証拠又は登録保存された物品の名称、特徴、数量を明記しなければならない。メモは案件の担当官、非調査者により署名又は捺印される。

当事者又は関係者は検査に協力し且つ関係資料を提供しなければならない。

第31条 特許管理部門は行政処罰の決定を下す前に、当事者に処罰決定を下す事実、理由及び根拠を説明しなければならない、且つ当事者が有する権利を説明しなければならない。

第32条 輸出入の貨物が特許権侵害可能な場合、特許権者は「中華人民共和国知的財産

権税関保護条例」に基づき税関に対しその特許権に保護措置を取るよう請求することができる。

第5章 法的責任

第33条 特許管理部門の職員が法に基づき特許違法行為を調査、処分することを拒絶、妨害し、案件に係わる証拠の提供を拒絶し、又はそれを隠匿、移転、廃滅し、又は差押えられた物品を無断で解除して移転した場合には公安機関により関係法律、行政法規の規定に基づき処罰され、情状が重く犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第34条 特許管理部門の職員が本条例第17条の規定に違反した場合には、その所在単位又は関係する主管部門により行政処分され、当事者の合法的權益に損害を与えた場合は、法に基づき賠償し違法所得がある場合は、その違法所得を没収し、犯罪に該当する場合は法に基づき刑事責任を追及する。

第35条 特許管理部門が本条例第18条の規定に違反した場合には、その上級の主管部門又は監察機関により是正するよう命じられ、当事者の合法的權益に損害を与えた場合は、法に基づき賠償し、情状が重い場合は、直接の責任を負う主管者及びその他の直接的責任者に行政処分を与える。

第36条 特許仲介サービス機構及びその職員が本条例第19条第2項の規定に違反した場合には、特許管理部門又は登記管理機関により法に基づき処理され、当事者に経済損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない、犯罪に該当する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。

第37条 当事者は特許管理部門が下した特許権侵害紛争の処理決定に不服がある場合には、処理通知書を受領した日から15日以内に人民法院に行政訴訟を提起することができる。当事者は特許管理部門が下した他人の特許を詐称する行為又は非特許を特許であると詐称する行為に対する処罰決定に不服がある場合は、法に基づき行政不服再審を申請し又は人民法院に訴えを提起することができる。

当事者が特許管理部門が下した処罰決定又は処理決定に対し、期限を過ぎても不服再審を申請しない、訴えを提起しない且つ処理、処罰決定を履行しない場合には、特許管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。

第6章 附則

第38条 本条例は2004年1月1日から実施する。